

## 下請セーフティネット債務保証事業に係る融資制度の運用に関する事務取扱

### 1. 制度の概要

本融資制度は、公共工事を受注している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請負人」という。）から記7に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請負人に対して当該工事に係る融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行う。また、債権譲渡先は、融資に際し、元請負人の下請人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等への支払を行うこととする。

### 2. 対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

(1) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア. 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ. 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

### 3. 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書の定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者からの請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、別添の債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第2）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

### 4. 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（記2（1）アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、

2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来高確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第3）の受領をもって足りることとする。

#### 5．承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1）2通を元請負人に交付することとする。

また、発注者は債権譲渡整理簿（様式第4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとする。

#### 6．債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第3）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

#### 7．債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

#### 8．債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書の確定日付の記入には慎重を期することとする。

#### 9．融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとする。

#### 10．融資実行の報告書等の要求

工事請負代金債権の譲渡人（借受人）及び譲渡人（貸付人）が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第2）を提出させるものとする。

#### 11. 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は、債権譲渡の承諾を行ったら債権譲渡承諾書（様式第1）の写しを支出負担行為決議書に添付するとともに支出負担行為決議書の余白に工事請負代金債権の譲渡があった旨及び債権譲渡先の住所、氏名を付記するものとする。また、債権譲渡先から工事請負代金請求書（様式第5）を受領した場合は、支出命令書の債権者等の住所、氏名及び振込口座を債権譲渡先に変更訂正し、支出命令書に債権譲渡承諾書（様式第1）の写しを添付するものとする。

#### 12. 下請保護関係

##### （1）元請負人の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、元請負人が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）とする。

##### （2）元請負人倒産時の下請保護方策

元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、以下ア又はイのいずれかの措置を講じるものとする。

ア．元請負人が倒産により下請負人等への支払いができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

イ．元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。

破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

手形交換所の取引停止処分を受けた場合

その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済が出来なくなった場合

#### 13. 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- ( 1 ) 工事請負代金請求書 ( 様式第 5 )
- ( 2 ) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書 ( 様式第 1 ) の写し
- ( 3 ) 発行日から 3 ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- ( 4 ) 債権譲渡契約証書の写し

なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金 ( 以下「請負代金等」という。 ) の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。また、債権譲渡承諾後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができない。

#### 14. 留意事項

- ( 1 ) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は、本制度の趣旨に鑑み、速やかに行うよう努めることとする。

- ア. 債権譲渡承諾依頼書 ( 様式第 1 )

譲渡対象債権の金額 ( 申請時点 ) が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認する。

- イ. 債権譲渡契約証書の写し

記 12 に従った下請保護方策が講じられていることを確認する。

- ウ. 工事履行報告書 ( 様式第 3 )

工事進捗率が 2 分の 1 以上であることを確認する。

- エ. 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。

元請負人及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において ( 申請書類は個別に提出 ) 申請書類等の提出を受けた日から起算して 3 ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

- ( 2 ) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- ア. 工事請負代金請求書 ( 様式第 5 )

請求金額が前記 3 に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認する。

- イ. 債権譲渡承諾書 ( 様式第 1 ) の写し

( 1 ) アの規定に留意する。

- ウ. 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

( 1 ) エの規定に留意する。

- ( 3 ) その他の留意点

ア. 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者において

は、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意する。なお、本制度に係る債権譲渡によって元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

イ．本制度に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資は、いずれか選択して利用できるものとする。

付則

この事務取扱は、平成21年3月20日から適用する。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(あて先) 一宮市長

請負者

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

実印

請負者(以下「甲」という。)が一宮市に対して有する基本契約書[一宮市と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書]に基づく下記の工事請負代金債権を、(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

ただし、変更が生じた場合はその工期による

5. 請負代金額 金 円

ただし、変更が生じた場合はその金額による

- 前払金額 金 円

- 部分払金額 金 円

債権譲渡額 金

円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、変更が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 様

[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるも

のではないことを申し添える。

## 記

- 1 .譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
 ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
 なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 並びに 5 . 及び は変更後のものとする。
- 2 . 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
- 3 . 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 . 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 . 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 6 . 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、甲は乙に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。

発注者 一宮市長 (印)

確定日付記入欄	承諾番号

\* 確定日付記入欄には承諾年月日を記入するものとする。

(様式第2)

## 融資実行報告書

平成 年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

(甲) 譲渡人 住所  
借受人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所  
貸付人 氏名 実印

甲が一宮市に対して有する下記債権の譲渡につき平成 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込ください。なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

### 記

#### [譲渡債権の表示]

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日 ただし、変更が生じた場合はその工期による
5. 請負代金額 金 円 ただし、変更が生じた場合はその金額による  
- 前払金額 金 円  
- 部分払金額 金 円  
債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額)  
ただし、変更が生じた場合はその金額による

#### [振込口座]

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	名義人(ふりがな)







(様式第5)

## 工事請負代金請求書

平成 年 月 日

(あて先) 一宮市長

(債権譲受人) 住所  
氏名

実印

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、 工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 部分払金受領額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

2. 承諾番号

3. 支払口座

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	名義人(ふりがな)

4. 請求者の連絡先

- \* 住所
- \* 電話
- \* FAX